

日向市公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19号第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに日向市長へ意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

日向市長 西村



1. 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画 用途地域の変更

2. 都市計画を変更する土地の区域

日向市大字日知屋の一部

3. 縦覧場所

日向市本町10番5号

日向市建設部都市政策課窓口

4. 縦覧期間

令和8年7月24日 ～ 令和8年8月7日